

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(平成39年12月31日まで)

秋本運第330号
平成29年3月8日

各所属長殿

秋田県警察本部長

認知機能検査実施要綱の制定について（例規）

道路交通法（昭和35年法律第105号。）第97条の2第1項第3号イ、同項第5号、第101条の4第2項及び第101条の7第1項に規定する認知機能検査については、この度、別添「認知機能検査実施要綱」を定め、3月12日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

認知機能検査実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イ、同項第5号、第101条の4第2項及び第101条の7第1項に規定する認知機能検査（以下「検査」という。）の円滑かつ適正な実施を図るため、「認知機能検査の実施要領」に規程するもののほか必要な事項を定めるものとする。

第2 検査員

1 委託により認知機能検査を実施する場合

(1) 検査員

委託により検査を実施する場合は、25歳以上の者であって、検査の実施に必要な技能及び知識に関する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う講習（以下「認知機能検査員講習」という。）を終了した者又は検査の実施に必要な技能及び知識に関する公安委員会が行う審査に合格した者（以下「検査員」という。）が、検査を実施するものとする。

(2) 留意事項

ア 認知機能検査員講習は、秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号。以下「細則」という。）に定めるところにより実施するものとする。

イ 審査は、次のいずれかに該当する者であることを、その経歴を確認して行うこととし、審査に合格した者には、審査に合格した旨の公安委員会が定める終了証（細則様式第35号）を交付し、これを事後に確認できるようにするものとする。

(ア) 認知症の専門医

(イ) 警察庁又は都道府県警察が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修を終了した者

(ウ) 自動車安全運転センター中央研修所が実施する認知機能検査員課程を終了した者又は平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に同センターが実施した高齢者講習指導員課程を終了した者

2 公安委員会において、認知機能検査を実施する場合

公安委員会において、直接、認知機能検査を実施する場合は、25歳以上の者であって、警察庁又は都道府県警察が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修を終了した者が実施するものとする。

第3 検査の委託

1 委託先法人の要件

検査は、医療専門家ではない検査員（認知症の専門医である場合を除く。）が、短時間で複数名の高齢者である受検者に対して行うものであり、また、検査の結果は、それに基づく高齢者講習を実施するための基礎となるとともに、運転免許（以下「免許」という。）の取消しといった行政処分にもつながるものである。

このため、検査の適正かつ円滑な実施を確保することが強く求められるところであり、検査を委託する場合は、次の基準を満たすと公安委員会が認める法人に限るとともに、検査が適正かつ円滑に行われるよう指導監督をするものとする。

- (1) 検査を適正かつ円滑に実施するため、2人以上の検査員が置かれていること。
- (2) 検査を行うために必要な施設その他の設備を有し、かつ、高齢者の利便性並びに安全性が確保されていること。
- (3) 検査の受付・実施、公安委員会への報告、検査結果の管理等を適正かつ確実に行う組織及び能力を有すること。
- (4) その他検査を適正かつ円滑に実施するために、必要かつ適切な組織及び能力を有すること。

2 委託契約の方法

委託契約の方法については、秋田県における諸規則その他関係法令によるとともに、公平性、透明性及び競争性を確保するものとする。

また、検査の委託はおおむね次に掲げる事項を内容として契約するものとする。

- (1) 検査は、公安委員会が定める実施方法等の具体的な基準に従って行うこと。
- (2) 検査の実施に関しては、公安委員会の指導監督に従うこと。
- (3) 公安委員会が行う検査結果の判定に必要な事項を、速やかに報告すること。
- (4) 検査員は、公安委員会の承認を受けた者をもって充てるとともに、検査員に対し、随時必要な教養を受けさせること。
- (5) 検査実施における不正行為等、検査員として適当でないと認められる事情が生じたときは、その者を解任し、又は必要な期間その者の業務を停止すること。
- (6) 個人情報の適正な取扱いを確保するため、秘密の保持、情報の管理等に必要な措置を講ずること。
- (7) 検査が実施方法等の具体的な基準に従って行われないうとき、その他委託契約の条項に著しい違反があったときは、公安委員会は直ちに検査の委託契約を解除することができること。
- (8) その他検査の適正かつ円滑な実施に必要な事項

第4 検査実施上の留意事項

1 検査の実施日時等

検査は、高齢者講習に前置されているほか、検査の結果、一定の基準に該当した場合には、臨時適性検査等の対象となることなどを踏まえつつ、検査の実施日時・場所の設定については、県下における検査の予約状況を集約の上、適切な受検日時・場所を提案するなど、検査を受ける高齢者の利便性の確保に配慮するものとする。

また、法第101条の7第1項の規定により行われる検査（臨時認知機能検査）については、通知を受けた日の翌日から起算した期間が1月を超える前までに受けなければならないこととされており、当該期間内に検査を受けない場合には、免許の取消し等の対象となることから、確実に当該期間内に検査の実施日時を設定するものとする。

2 検査の通知

法第101条の4第3項第2号に明示された「免許証の更新を受けようとするときは、更新期間が満了する日前6月以内に認知機能検査を受けていなければならない旨」のほか、検査の概要、検査所要時間、携行品（認知機能検査に関する通知書、免許証及び検査手数料）、高齢者講習の前に認知機能検査を受ける必要がある旨、認知機能検査結により高齢者講習の内容、所要時間及び手数料が異なる旨並びに各結果に応じた講習内容及び所要時間、手数料その他必要と判断される事項を記載するものとする。

3 受検者の確認

検査の実施に際しては、検査に関する通知書及び免許証により、受検者であることを確認すること。

なお、特定失効者等が免許証を紛失したなどの理由により、免許証によって受検者であることを確認することができない場合には、その他の身分証明書により受検者であることを確認すること。

4 委託により検査を実施する場合における公安委員会に対する報告

(1) 検査結果の報告

検査の委託先法人は、検査結果を速やかに認知機能検査実施結果報告書（別記様式）により、交通部運転免許センター長を経由して公安委員会に報告するものとする。

報告内容は、検査を受けた者の氏名、免許証番号（免許（仮免許を除く。以下この(1)において同じ。）を受けていたことがある者にあつてはその者が検査を受けた日前の直前に受けていた免許に係る免許証番号）、検査場所、検査種別（更新時認知機能検査、臨時認知機能検査又は任意の認知機能検査の別）等その他公安委員会が必要と認めるものとする。ただし、免許を受けたことがない者にあつては、免許証番号に代えて本籍又は国籍等とするものとする。

(2) 受検者から申出のあった苦情や不服の内容等の報告

委託先法人は、検査結果について、受検者から苦情や不服の申出があった場合は、その者の氏名、連絡先、検査の実施状況及び不服の内容並びにこれらに対する対応状況を記録し、運転免許センター長を経由し公安委員会に速やかに報告するものとする。

第5 検査用紙等の保存

1 保存場所

(1) 検査用紙及び採点補助用紙

検査・採点に用いた検査用紙及び採点補助用紙（以下「検査用紙」という。）は、保存期間が満了するまでの間、これを保存するものとする。委託により検査を実施する場合は、検査終了後、免許センターに送付させ、免許センターにおいてこれを保存すること。ただし、検査用紙（問題用紙を除く。）のうち問題用紙についてはこの限りではない。

(2) 検査結果を通知する書面

「認知機能検査の実施要領」に定める認知機能検査結果通知書の副本は、受検者が当該書面を紛失した際に再交付する必要があることから、確実に保存すること。委託により検査を実施する場合は委託先において保存するものとする。

2 保存期間

検査用紙及び採点補助用紙の保存期間は4年とし、検査結果を通知する書面の副本については、1年間保存すること。

認知機能検査実施結果報告書（日報） 実施年月日 年 月 日

1	更認 ・ 臨認 ・ 直任 ・ 任意 ・ その他	氏名		免許証番号				生年月日		性別
								S ・ T 年 月 日		男・女
		登録番号		登録年月日		検査場所及び検査番号			検査月日	
						2 3 -				
		検査 得点	時間の見当識	手がかり再生	時計描写	総合得点			分類	講習区分
0				+ 0 0			1 2 3	1 四輪 2 二輪 3 原付 4 シミュレーター 5 観察 6 小特		

2	更認 ・ 臨認 ・ 直任 ・ 任意 ・ その他	氏名		免許証番号				生年月日		性別
								S ・ T 年 月 日		男・女
		登録番号		登録年月日		検査場所及び検査番号			検査月日	
						2 3 -				
		検査 得点	時間の見当識	手がかり再生	時計描写	総合得点			分類	講習区分
0				+ 0 0			1 2 3	1 四輪 2 二輪 3 原付 4 シミュレーター 5 観察 6 小特		

3	更認 ・ 臨認 ・ 直任 ・ 任意 ・ その他	氏名		免許証番号				生年月日		性別
								S ・ T 年 月 日		男・女
		登録番号		登録年月日		検査場所及び検査番号			検査月日	
						2 3 -				
		検査 得点	時間の見当識	手がかり再生	時計描写	総合得点			分類	講習区分
0				+ 0 0			1 2 3	1 四輪 2 二輪 3 原付 4 シミュレーター 5 観察 6 小特		

4	更認 ・ 臨認 ・ 直任 ・ 任意 ・ その他	氏名		免許証番号				生年月日		性別
								S ・ T 年 月 日		男・女
		登録番号		登録年月日		検査場所及び検査番号			検査月日	
						2 3 -				
		検査 得点	時間の見当識	手がかり再生	時計描写	総合得点			分類	講習区分
0				+ 0 0			1 2 3	1 四輪 2 二輪 3 原付 4 シミュレーター 5 観察 6 小特		

5	更認 ・ 臨認 ・ 直任 ・ 任意 ・ その他	氏名		免許証番号				生年月日		性別
								S ・ T 年 月 日		男・女
		登録番号		登録年月日		検査場所及び検査番号			検査月日	
						2 3 -				
		検査 得点	時間の見当識	手がかり再生	時計描写	総合得点			分類	講習区分
0				+ 0 0			1 2 3	1 四輪 2 二輪 3 原付 4 シミュレーター 5 観察 6 小特		

6	更認 ・ 臨認 ・ 直任 ・ 任意 ・ その他	氏名		免許証番号				生年月日		性別
								S ・ T 年 月 日		男・女
		登録番号		登録年月日		検査場所及び検査番号			検査月日	
						2 3 -				
		検査 得点	時間の見当識	手がかり再生	時計描写	総合得点			分類	講習区分
0				+ 0 0			1 2 3	1 四輪 2 二輪 3 原付 4 シミュレーター 5 観察 6 小特		